

新規就農・経営継承総合支援事業

【9, 875百万円】

対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.2歳（平成24年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、2万人／年の青年新規就農者が定着する必要がありますが、実際には1万5千人（平成24年：40歳未満）にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度です。
- ・新規就農し定着する青年農業者を倍増するため、新規就農のための支援策を総合的に講じる必要があります。

政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、10年後に40代以下の農業従事者を約40万人に拡大

<主な内容>

1. 青年就農給付金事業

7, 681百万円

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

2. 農の雇用事業

2, 195百万円

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等に対して支援（2年間）します。

〔事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-3502-6469）]